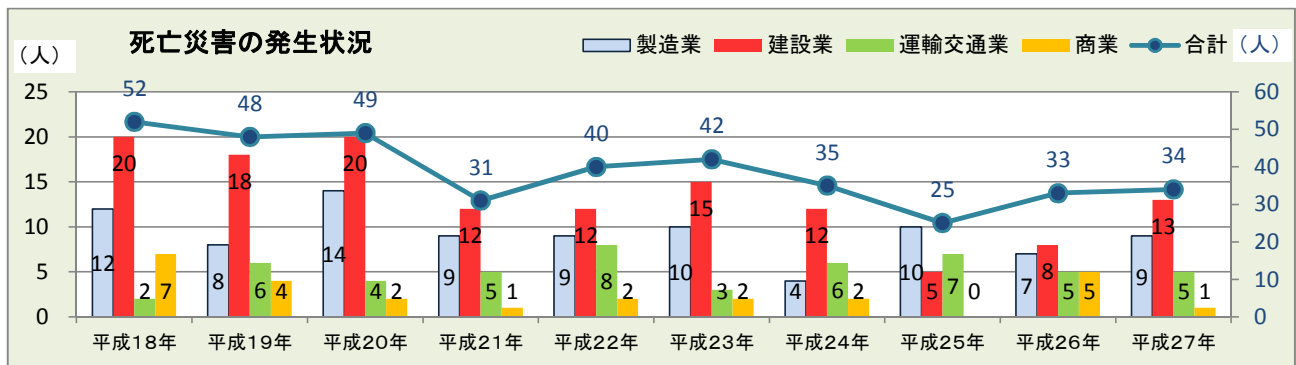
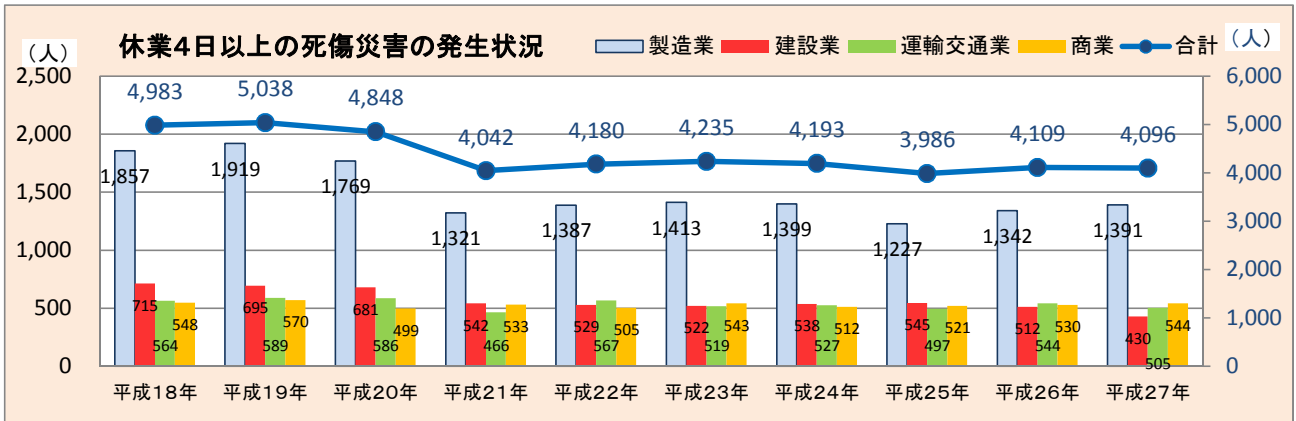


2016.5

- ◆ 平成27年の労働災害の発生状況 . . . 1
- ◆ 各種賃金調査への協力をお願い . . . 2
- ◆ 大学・高校生の就職内定状況（平成28年3月末現在） . . . 2
- ◆ 平成28年度 労働保険の年度更新について . . . 3
- ◆ 女性活躍推進法が全面施行されました . . . 4
- ◆ 静岡県内の有効求人倍率（平成28年3月内容） . . . 4

**平成27年の労働災害の発生状況** 健康安全課  
Tel.054-254-6314

～死亡災害1人増加、死傷災害は僅かに減少～



平成27年の静岡県内の労働災害の発生状況は、休業4日以上死傷者数が4,096人で前年に比べて13人、0.3%減少し、死亡災害は34人で前年に比べ1人増加しました。

第12次労働災害防止推進計画（平成25年度～平成29年度、以下「12次防」という）では、最終の平成29年の休業4日以上死傷者数が平成24年に比べ15%以上減少させることを目標としていますが、昨年は平成24年に比べて2.3%の減少に留まり、目標達成には厳しい状況となっています。

12次防における死傷災害減少の目標達成のため、「労働災害件数を減少させるための重点業種」として、食品製造業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設及び飲食店を対象に取り組んでいるところですが、これらの業種では、平成27年において、道路貨物と小売業を除いて死傷災害が増加している状況にあります。

このため、災害傾向に応じた取組を強化するとともに、全産業の死傷災害の中で依然として最も多く発生している転倒災害について、業種横断的な対策の取組を更に推進していくこととします。

また、死亡災害が多く発生している建設業と製造業について、建設業に対しては「墜落・転落災害」の防止を、製造業に対しては動力機械への「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止をそれぞれ重点とする対策を一層強化していく必要があります。

さらに、交通労働災害の防止についても、引き続き業種横断的な対策を講じていく必要があります。

**死亡災害の概況**

業種別では建設業13人、製造業9人で、前年に比べてそれぞれ建設業で5人、製造業で2人増加しました。事故の型別では、墜落、転落12人、はさまれ、巻き込まれ8人で、前年に比べてそれぞれ墜落、転落で5人、はさまれ、巻き込まれで1人増加しました。

◎5月から7月にかけて、例年と同様に、本年においても、

「賃金構造基本統計調査」

「賃金改定状況調査」及び「最低賃金に関する基礎調査」を実施します。

※なお、これらの調査結果について、統計以外の目的に使用されることは一切ありません。

**賃金構造基本統計調査**

統計法に基づく基幹統計調査として、わが国の労働者の賃金等の実態を明らかにすることを目的に実施し、民間企業、各種政策及び行政等における賃金関係のきわめて重要な基礎資料として活用されております。

**最低賃金に関する実態調査**

「賃金改定状況調査」及び「最低賃金に関する基礎調査」の総称統計法に基づく一般統計調査として、中央最低賃金審議会及び静岡地方最低賃金審議会において、最低賃金額の決定及び改正等を審議するためのきわめて重要な資料とすることを目的として実施しております。

県内の事業所から、一定の抽出方法に基づき、各業種、規模ごとにならびに抽出された一定数の事業所を調査対象事業所としてお願いしておりますので、調査対象となりました事業所の皆様には、大変お忙しいところ誠に恐縮ですが、各調査に設定されております期限までに、御回報いただきますよう、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

**「静岡県における賃金事情」の配布について**

多くの事業所に御協力をいただき実施した各種賃金調査結果や賃金・労働条件等に関する労働統計調査結果を取りまとめた小冊子「静岡県における賃金事情」を作成しましたので、是非御覧ください。

この小冊子は、当局監督課（賃金室）又は最寄りの労働基準監督署において配布しています。



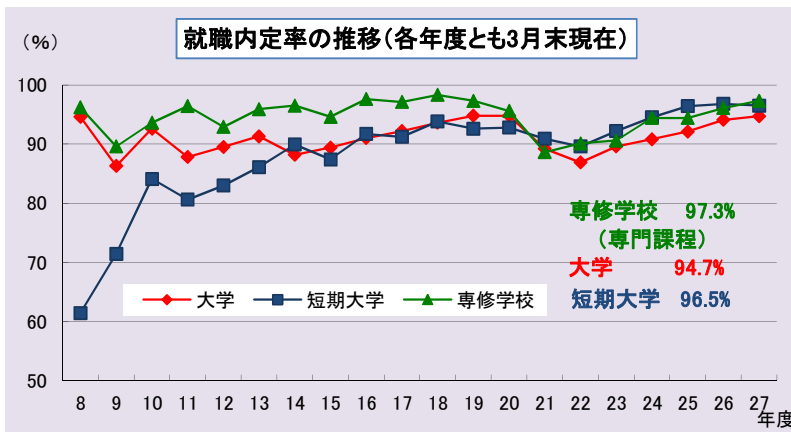
**大学・高校生の就職内定状況（平成28年3月末現在）**

職業安定課  
TEL054-271-9958

**大学生の就職内定率は、94.7%（前年同期比0.6P上昇）**

静岡労働局が平成28年3月大学等卒業予定者の就職内定状況を調査したところ、平成28年3月末現在の県内大学生の就職内定率は、94.7%で、前年同期を0.6ポイント上回りました。男女別に見ると、男子は同0.4ポイント増の93.2%、女子は同1.0ポイント増の96.5%でした。

短期大学の就職内定率は、前年同期比0.3ポイント減の96.5%、専修学校（専門課程）の就職内定率は、同1.2ポイント増の97.3%でした。



**卒業前の就職集中支援について**

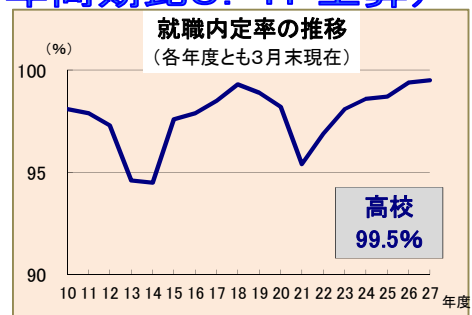
静岡労働局では、①学卒ジョブサポーター等による個別支援の徹底、②学生及び若者を対象とした「求職者と企業をつなぐマッチング交流会」の開催など、「未就職卒業生に対する就職支援」を実施しています。

詳しくは静岡労働局のホームページをご覧ください。

**高校生の就職内定率は、99.5%（前年同期比0.1P上昇）**

静岡労働局が平成28年3月高等学校新規卒業予定者の就職内定状況を調査したところ、平成28年3月末現在の県内高校生の就職内定率は、99.5%で、前年同期を0.1ポイント上回りました。また、就職未内定者数は、36人となり前年同期と比較すると、3人減少しました。

就職内定率や就職未内定者数等で昨年度より改善がみられますが、就職未内定者に対して、学卒ジョブサポーターによるマンツーマンの担当者制により、一人一人の状況に合わせた就職支援（職業相談・職業紹介、個別求人開拓、求人情報の提供等）を継続して実施していきます。



## 本年度の年度更新は、7月11日(月)までにお願ひします！

労働保険（労災保険＋雇用保険）の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として、計算することになっており、その額はすべての労働者に支払われる賃金の総額（雇用保険については被保険者に支払われる賃金の総額）に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになります。

労働保険では、まず、年度当初に概算で保険料を納付し、年度末に賃金総額が確定した上で、翌年度に精算していただくという方法をとっています。

したがって、事業主の皆様には、「前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付」と「新年度の概算保険料を納付するための申告・納付」の手続きが必要になります。

この手続きを「年度更新」といって、今年度は、**6月1日(水)から7月11日(月)までの間**に行うことになっていますので、この期間に手続きを行っていただくようお願いします。

(※手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）を課す場合がありますのでご注意ください。)

**各事業所への年度更新申告書用紙の到着予定は、平成28年6月1日(水)前後になります。**

静岡労働局では、年度更新にあわせて、「平成28年度労働保険年度更新出張受付」を実施しますので、関係書類をご持参の上、最寄りの会場で申告・納付を行ってください。

日程や会場などの詳細については、静岡労働局ホームページでご確認いただくか、労働保険徴収課（電話054-254-6316）までお問い合わせください。

### 労働保険料の負担割合

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額に保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じて得た額です。

そのうち、労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方で、負担することになっています。

### 《労災保険率》事業の種類により、賃金総額の1000分の2.5から1000分の88までに分かれて

平成28年度の労災保険料率は平成27年度と変更はありません。

・労災保険率、労務費率、第2種・第3種特別加入保険料率はホームページをご覧ください。

・平成27年4月1日以降に開始された建設の事業は消費税を除いた額を、平成27年3月31日以前に開始された建設の事業は消費税を含めた額を、請負金額として算出して下さい。また、事業開始時期により消費税率等にかかる暫定措置の適用の有無が異なります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

### 《雇用保険率》雇用保険率及び事業主と被保険者（労働者）との負担の内訳は、次の表のとおりです。

\*平成28年度 雇用保険料率表（雇用保険料率が引き下がります）

	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	雇用保険二事業 の保険料率		①+② 雇用保険料率
			失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
農林水産 清酒製造の事業	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000	13/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000	14/1000

### 《一般拠出金率》業種を問わず料率は一律賃金総額の1000分の0.02です。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」により石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、事業主の皆様は平成19年4月1日よりご負担いただくものです。

### ～労働保険の年度更新期間に伴うコールセンターの開設について～

労働保険の年度更新期間中に、コールセンター（電話による問合せ窓口）を開設します。  
年度更新申告書の記入方法などについては、コールセンターへのお問い合わせが便利です。  
コールセンター 電話 **0120-949-732**

開設日時 平成28年5月25日(水)～7月19日(火)まで(土日を除く) 9時～17時



静岡労働局ホームページ  
年度更新ナビ



年度更新出張受付



労災保険率



消費税率の引き上げ  
に伴う取扱い



# 女性活躍推進法が全面施行されました

雇用環境・均等室  
TEL054-252-5310

4月1日から女性活躍推進法が全面施行され、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主については、次の①～④の事項が義務化されています。

## ●義務化された4つの事項

- ①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析 ②状況把握、課題分析を踏まえ、a)計画期間、b)数値目標、c)取組内容、d)取組の実施期間を盛り込んだ行動計画の策定、策定・変更した行動計画の非正規を含めたすべての労働者への周知及び外部への公表 ③行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出 ④女性の活躍状況に関する情報の公表  
※300人以下の事業主については努力義務

## ●認定取得をめざしましょう

女性活躍推進法では、「行動計画」の策定、策定した旨の届出を行った事業主のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定は、評価項目を満たす項目数に応じて3段階あり、認定を受けた企業は、認定マークを商品や広告、名刺、求人票などに使用することができ、女性活躍推進事業主であることをアピールすることができます。

女性活躍推進法に関する詳細は、厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)をご覧ください。

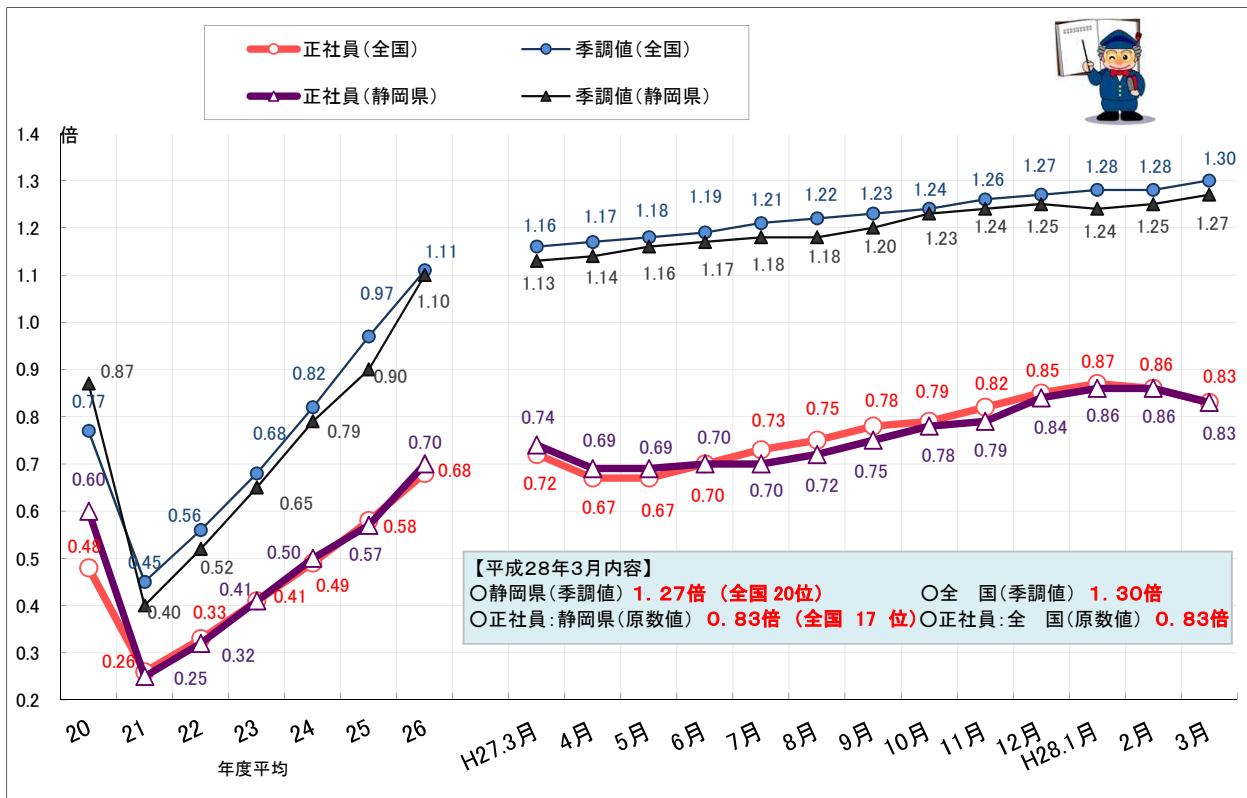


女性活躍推進法  
に基づく認定マーク「えるぼし」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

## 静岡県内の有効求人倍率(平成28年3月内容)

職業安定課  
TEL054-271-9950



## 死亡事故災害発生状況

	(4月把握分)	1~4月
製造業	1	4
建設業	1	3
運輸業	0	1
農林業	0	0
その他	0	1
合計	2	9

編集・発行

## 静岡労働局 雇用環境・均等室

〒420-8639  
 静岡市葵区追手町9番50号(静岡地方合同庁舎3階)  
 TEL <054>254-6320  
 FAX <054>254-6543  
 <HP> <http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>